

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の改正について（議案第10号）

職員課

1 改正の理由

国の特別職の職員等に準じ、本市特別職の職員及び議会の議員の期末手当を改める。

2 内容

(1) 令和6年12月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

現 行	改 正 案	改 定 幅
1. 7 0 月	1. 7 5 月	0. 0 5 月

(2) 令和7年6月以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分	(1)による改正後 (6月期は現行)	改 正 案	改 定 幅
6月期	1. 7 0 月	1. 7 2 5 月	0. 0 2 5 月
12月期	1. 7 5 月	1. 7 2 5 月	△0. 0 2 5 月

3 施行期日等

2の(1) 公布の日（令和6年12月1日から適用する。）

2の(2) 令和7年4月1日